

海洋散骨を中心とした状況とその是非について

森 下 恵 王

1. 問題の所在

散骨とは、一般に、死者の遺骨を粉にして海や山へまく葬礼（『広辞苑第七版』のこととされる）。

また、近年、厚生労働省（以下、厚労省）が取りまとめた「散骨に関するガイドライン」によれば、散骨とは、「墓地埋葬等に関する法律」に基づき適法に火葬された後、その焼骨を粉状に碎き、墓理法が想定する埋蔵又は収蔵以外の方法で、陸地又は水面に散布し、又は投下する行為と記載されている。

宗門においても、かつて、現代宗教研究所は、全国で唯一散骨が行われている島根県カズラ島の散骨調査に赴いたり、また複数の教区教化研究会議などにおいても、散骨がテーマとして、長澤宏昌師の講演などで扱われたりしたが、近年は当時とすると扱われることも少なくなり、現在でも、散骨について広範囲にわたって俯瞰、整理された資料には乏しい。

他方、近年では、①多死社会への突入、②改葬（墓じまい）件数の増加、③厚労省の「散骨に関するガイドライン」や関係法令が整備されるなど、散骨を取り巻く状況は変化を続けている。

そのような社会状況であることから、執筆者は、散骨の実情に触れるべく、

令和五年十月三十日 粉骨・海洋散骨の実情について有限会社縁より聞き取り

令和六年五月二日 有限会社縁協力のもと、海洋散骨（委託散骨）・粉骨の現場を視察

令和七年一月二十五日 有限会社縁協力のもと、海洋散骨後のメモリアルクルーズに立会

といった調査を実施した。

本稿では、実地調査も踏まえ、散骨の中でも、とりわけ増加傾向にある「海洋散骨」を中心とした現状と、散骨において考慮すべき諸問題を改めて整理したい。

2. 火葬の普及

日本では、大化二（六四六）年、大化の改新に伴い定められた薄葬令により、古墳文化が終焉を迎えて、文武四（七〇〇）年に僧道昭の火葬、大宝一（七〇二）年に持統天皇が天皇として初の火葬が行われたことが史に残る。この時点で火葬は僧や官人など、まだ一定の身分のみであった。

その後、鎌倉期に入り、鎌倉仏教が広まるとともに、茶毘所（火葬場）が増え、武士層や庶民の間でも火葬が行われるようになった。弘安五（一二八二）年に日蓮聖人が現在の池上において茶毘に付されたことも、茶毘所の拡がりを象徴している場面であろう。

江戸期に入ると、檀家制度が成立するとともに、寺に茶毘所が多く設けられている。葬儀・火葬・埋葬を寺が担い、より庶民に火葬が普及する。

近年になると、明治六（一八七三）年に、神仏分離体制の下、太政官布告により火葬の全面禁止を発令したものの、明治八（一八七五）年には、衛生上の観点、墓地の不足などの理由で、発令から間もなく火葬禁止は撤廃された。

大正七（一九一八）年には、火葬場数が統計上最高数（三七五二ヶ所）に増加、野焼き火葬から、次第に燃料などの改良で火葬率が向上していく。

昭和二三（一九四八）年に「墓地、埋葬等に関する法律」（以下、墓埋法）が制定され、現在は、火葬率九九・九％（一部地域では現在も土葬が許可される）、火葬場数一四五四ヶ所（平成三〇年）を数え、世界一火葬率が高い国となっている。

当然ながら、近年の散骨の増加はそうした火葬の普及が前提となっていることに留意したい。

3. 散骨の萌芽

まずは、日本において散骨がどのような位置づけにあったのか、その手がかりを追いたい。

◎奈良時代

・『万葉集』に詠まれる散骨

日本に現存する最古の和歌集である『万葉集』にも、散骨を詠む歌が収められている。

「秋津野の人のかくれば朝撒きし君が思ほえて嘆きは止まず」（巻七・一四〇五）

「玉梓の妹は玉かもあしひきの清き山辺に撒けば散りぬる」（巻七・一四一五）

「玉梓の妹は花かもあしひきのこの山陰に撒けば失せぬる」（巻七・一四一六）

『万葉集』

いずれも、万葉集で死について詠んでいる「挽歌」において、散骨を詠んでいる。

骨を「花」や「玉」と表現し、「撒く」ことが散骨を表すとされる。

・大蔵（散骨）の記述

養老律令^二の注釈書である『令集解』に、

「三位以上、及び、別祖（分立した氏の始祖）・氏宗（氏の長）については、いずれも墓を営むことができる。それ以外はしてはならない。墓を営むことができる場合でも、大蔵（散骨）したいと願ったならば許可すること。」

『令集解 喪葬令 三位以上条』

との記述がある。「大蔵」とは、『古記』（大宝律令^三の注釈書）に「若し大蔵せんと欲するものは聴せとは、全く骨を以て除散するを謂ふなり」と散骨の趣旨であることが記される。

つまり、薄葬令の影響もあり、墓を営むことができるのは一定身分以上の者のみで、それ以外は墓を営むことは認めないとしているが、墓を営むことができる身分の者でも、希望者は散骨を行うことが許されていた。

◎平安時代

・淳和天皇（承和七（八四〇）年五月八日崩御）による散骨の遺詔

淳和天皇による散骨の遺詔が、『続日本後紀』に記されている。

「人歿精魂皈天 而空存冢墓 鬼物憑焉 終乃為崇 長貽後累 今宜碎骨為粉 散之山中」

（人は死ぬと霊は天に戻り、空虚となった墳墓には鬼が住みつき、遂には崇りをなし、長く累を残すことになる。死後は骨を砕いて粉にし、山中に散布すべきである）

『続日本後紀 第九卷』

という遺詔に従い、遺骨は粉碎した上で京都大原野の西山嶺に散骨された。またその一方で、初七日などの仏事を七

ヶ寺で誦經するなど、手厚く弔われたことも付記されている。

・宇治稚彦皇子（応神天皇皇子）散骨の遺教

「昔宇治稚彦皇子者 我朝之賢明也 此皇子遺教 自使散骨 後世効之」

（昔、我が日本国の賢明な方であった宇治稚彦皇子は、散骨せよと遺教し、死後そのようにした。）

『続日本後紀 第九卷』

先述した淳和天皇の遺詔の記述の中で、先例（伝承）として宇治稚彦皇子が散骨せよと遺教し、実現されたことが記述（中納言藤原朝臣吉野）されている。宇治稚彦皇子は応神天皇皇子であるため、時期としては五世紀頃と推察するが、他に出典はない。

◎近年

これまでに触れたように、古来より、火葬の普及・墓地の簡素化に伴い、散骨が墓地納骨の対象的な選択肢として存在していたことがうかがえる。

一方で、近年になり、より火葬設備が整ったなかで、散骨を希望したとされる著名人の名が度々知られるようになった。

その中でも、昭和六十二（一九八七）年に、石原慎太郎が弟石原裕次郎の遺骨の一部を湘南の海に散骨したいと希望したことは世間での注目を集めたが、当時は、散骨が違法であるとの認識があったことにより散骨を断念している。

その後、平成三（一九九一）年に、「葬送の自由をすすめる会」が発足し、相模湾において初めて散骨を行う。そ

の十日後には記者クラブを通して散骨を行ったことが発表された。

そのことについて、法務省が記者からの問い合わせに対し、刑法一九〇条と散骨の関係について「節度をもっておこなわれる限り問題はない」との非公式ながら見解をはじめて明らかにしたとされる。追って、平成十（一九九八）年に旧厚生省生活衛生局が設置した「これからの墓地等の在り方を考える懇談会」が報告書を取りまとめる。墓地埋葬法や刑法における散骨の取り扱いについて見解を示した。

そして、令和二（二〇二〇）年に、厚労省により、「散骨に関するガイドライン（散骨事業者向け）」また令和五（二〇二三）年には、国土交通省により、海洋散骨に関するガイドライン「海上において散骨をする場合において遵守すべき海事関係法令の解説」が策定される。

海洋散骨の機運が高まるにつれて、それに押される形で、法解釈・制度解釈が進んでいく形となった。

4. 散骨の現状

◎散骨の実施件数

現在、日本国内において散骨が実施されている総件数は把握できていない。

ガイドラインにおいて散骨の実施状況の公表が求められているが、現状、実数の把握には至っていない。今後の集計を待ちたい。

参考値として、（一社）日本海洋散骨協会の公表数では、加盟事業者の散骨施行件数は、五年間で約二・五倍に増加したとされる。また、同協会が公表している海洋散骨の実施件数は、平成三〇年が一〇四九件、平成三一年（令和元年）が一二一五件、令和二年が一五〇九件、令和三年が一七二九件、令和四年が二四六六件、令和五年が二六一一件と、二・五倍ほどの増加となっている。

また、「ブルーオーシャンセレモニー」として、海洋散骨を行うハウスボートクラブの海洋散骨における意識調査では、同社における海洋散骨の実施件数が累計六〇〇〇件に達し、令和六年には、年間一〇〇〇〇件の実施件数に達する見込みであることが挙げられている。

加えて、ライフエンディングテクノロジー株式会社^四が運営する海洋散骨ポータルサイト「やさしい海洋散骨」が提携散骨事業者九社に対して行った調査では、海洋散骨の問い合わせ件数が「増加した」が八八・九%・「減少した」が一・一%と、その殆どが増加傾向にある回答であった。問い合わせの件数についても、「三百件以上」(二五・〇%)、「一〇〇件未満」(二二・五%)、「五〇件未満」(三七・五%)、「一〇件未満」(二五・〇%)となっている。

それぞれの集計で出ている件数は、令和五年に一五七万人を超えた日本全国の死者数と比較すれば、さほど多いと言える件数ではないものの、全体として増加傾向にあり、今後全体の集計がなされれば、より実情が見えてくる部分もあるだろう。

◎散骨を考える理由

(生前の)故人または遺族が散骨を考える理由としては、NPO法人葬送の自由をすすめる会が会員^五に対して実施した「自然葬についての質問紙調査」という調査で挙げられた理由に読み取ることができる。調査集計によれば、

「墓があると、管理などで家族に負担をかけるから」(四九%)

「墓をつくる、つくらないは個人の自由であるべきだと考えたから」(四三%)

「墓が増えることは自然破壊につながると思ったから」(三五%)

「墓をつくっても無縁墓になる恐れがある」(三三%)

「墓をつくる費用が高いから」(二三%)

という理由が挙げられている。

また、前述した「やさしい海洋散骨」が行った調査では、「海洋散骨を希望する理由として最も多いもの」について、「墓じまい」（三三・三％）、「海が好き」（二五・〇％）、「故人の希望」（一六・七％）、「故郷に戻す」（一六・七％）、「費用を安く」（八・三％）とある。

加えて、（二社）日本海洋散骨協会の行った「海洋散骨に関するアンケート調査報告書^六」でも、「海洋散骨を希望する理由」という設問において、「海が好きだから」（四九・一％）、「お墓がないから」（二一・七％）、「お墓はあるけど入りたくない」（二九・二％）となっている^七。

これらの調査を総合すると、大きく分けて、

- ①墓の継承者がいない（いても負担をかけたくない）
- ②墓の経済的負担からの脱却、費用をかけたくない
- ③自由な葬法を選びたい（憲法で保障された基本的人権であると主張）
- ④エコロジー思想（墓地開発は自然破壊、散骨で自然に還る）

といった理由が挙げられている。

どの調査においても共通しているのは、現状の墓を維持することが経済的、労力的、地理的に負担になり、墓からの脱却の手段として、散骨を選択肢として考える人が多いことがわかる。

その裏付けのひとつとして、改葬（墓じまい）件数は年間一〇万件を超え続け、二〇二二年（令和四年）の墓じまいは一五万件を超えている。なお、無縁仏の改葬は三四一四件（二〇二二年）である。墓からの脱却が進んでいる。

5. 法的問題

かつて散骨については宗内外で議論が行われ、いわゆる「グレーゾーン」という評価をされることが多かった。そのような評価をされたのは、散骨について直接的に規定する法律がなかったことに他ならない。しかし、先述したガイドラインの整備など、行政解釈も進み、今ではその状況も変化を見せている。

ここでは、主な関係法令を整理し、現行法規で散骨をどのように解釈できるのか、また近年のガイドラインや条例の位置付けについて触れたい。

◎「墓地、埋葬等に関する法律」

第二条一項 この法律で「埋葬」とは、死体を土中に葬ることをいう。

五項 この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。

第四条一項 埋葬又は焼骨の埋蔵は、墓地以外の区域に、これを行つてはならない。

同法は、遺体を埋葬または遺骨を埋蔵する（土中に埋める）場合は、正式の墓地でなければならない、と定めているが、厚生省（当時）は「墓理法は、本来、伝統的な葬法である埋葬（土葬）・火葬の取締法規であり、葬法の在り方自体を直接的に規制するものではない（平成一〇年厚生省懇談会報告書）」と、同法において散骨が「墓地、埋葬等に関する法律」に想定された葬法ではなく、その対象外である旨の行政解釈を述べており、一般的にもそのように解釈される。

◎「刑法」（死体損壊等）

第一九〇条 死体、遺骨、遺髪又は棺に納めてある物を損壊し、遺棄し、又は領得した者は、三年以下の懲役に処する。

刑法上においては、粉骨が「損壊」、散骨が「遺棄」に該当する可能性があるのではないか、という論点がある。その点について、法務省は平成3年「刑法190条の規定は、社会的習俗としての宗教的感情などを保護するのが目的であり、葬送のための祭祀で節度をもって行われる限り問題はない」と刑法上において、粉骨・散骨の違法性が阻却される旨を述べた。

◎「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

第十六条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

第二一条 この法律において「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによつて汚染された物を除く。）をいう。

第二十五条一項 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（中略）

十四 第十六条の規定に違反して、廃棄物を捨てた者

同法に定められる「廃棄物」の扱いについて、遺骨が「廃棄物」と表記されるものであるかという問題は残るものの、あくまで立法趣旨^八を考慮して、同法の適用範囲が環境省が公布した「環整」に投棄禁止の範囲として示されているため、厚労省の散骨に関するガイドラインも、その範囲に抵触しないよう、散骨を行う場所を定めている。

◎ 行政のガイドライン

・「散骨に関するガイドライン」（厚労省） 令和二年

厚労省は、散骨が関係者の宗教的感情に適合し、かつ公衆衛生等の見地から適切に行われることを目的として、散骨事業者に対し、散骨に関するガイドラインを定めた。次に概略を述べたい。

・法令等の遵守

前述したような関係法令等を遵守すること。

・散骨を行う場所

次のような場所にて散骨を行うこと。

- ① 陸上の場合 あらかじめ特定した区域（河川及び湖沼を除く。）
- ② 海洋の場合 海岸から一定の距離以上離れた海域（地理条件、利用状況等の実情を踏まえ適切な距離を設定する。）

・焼骨の形状

焼骨は、その形状を視認できないよう粉状に砕くこと。

・関係者への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、地域住民、周辺の土地所有者、漁業者等の関係者の利益、宗教感情等を

害することのないよう、十分に配慮すること。

・自然環境への配慮

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、プラスチック、ビニール等を原材料とする

副葬品等を投下するなど、自然環境に悪影響を及ぼすような行為は行わないこと。

・利用者との契約等

散骨事業者は、契約内容を明記した約款を整備し、契約内容の説明や利用者の選択や解約の申し出に応じるなど、誠実に契約を行うこと。

・安全の確保

散骨事業者は、散骨を行うに当たっては、次のような措置を講ずるなど、参列者の安全に十分に配慮すること。

・散骨の実施状況の公表

等の内容がまとめられている。

・「海洋散骨に関するガイドライン」（国土交通省）令和五年九月二十日付

国土交通省は、散骨事業者が海上において散骨をする場合において、遵守する必要がある法令のうち、海事関係法令の

・海上運送法

・船員法

・船舶職員及び小型船舶操縦者法

・船舶安全法

といった、主に海上での安全に関する部分について整理したガイドラインを策定した。

このように、増加傾向にある散骨について、行政は直接的な規制は行わず、いわば交通整理を行う趣旨のガイドラインを交付している。それは、散骨が「グレーゾーン」ではなく、事実上、行政が関知していることの証左といえよう。

であればこそ、特に散骨に携わる事業者は、ガイドラインや関係法令をより熟知し、誠実な散骨を実施することが求められる。

◎ 条例による規制

一方で、散骨については、平成十年の厚生省懇談会報告書にて「それぞれの地方の実情を踏まえて、地方自治体の条例で定めることが適当であると考えられる。」ということが述べられており、散骨についての最終的な取り扱いは、土地習俗などを踏まえた自治体の判断に委ねられた。そのため、散骨を行う場合は、自治体の条例で散骨についてどのような定めがなされているか、その確認が求められる。

・自治体の条例一覧

散骨を規制する条例として、令和六年十一月一日時点で、以下の条例が確認できる。

自治体によって、散骨場の設置規制を行ったり、散骨の実施について何らかの規制、あるいは散骨そのものを原則的に禁止している条例も制定されている。近年においては、海洋散骨に関する規制やガイドラインを制定する自治体が見られるのが特徴である。

散骨条例一覧

自治体	対象	内容
北海道長沼町	個人及び事業者	・散骨の原則禁止
北海道岩見沢市	一部の個人及び事業者	・散骨の原則禁止
北海道七飯町	事業者	・散骨場の設置規制
宮城県松島町	個人及び事業者	・散骨場の設置への規制 ・散骨の原則禁止
長野県諏訪市	事業者	・散骨場の設置規制 ・散骨場の設置への規制
埼玉県秩父市	個人及び事業者	・散骨の原則禁止 ※個人も対象となる
埼玉県本庄市	事業者	・散骨場の設置への規制
静岡県御殿場市	事業者	・散骨場の設置への規制
静岡県熱海市	事業者	・海洋散骨の規制 (散骨区域等)
静岡県伊東市	事業者	・海洋散骨の規制 (散骨区域等)
静岡県三島市	事業者	・散骨場の設置への規制
神奈川県湯河原町	事業者	・散骨場の設置への規制
神奈川県箱根町	事業者	・散骨場の設置への規制
愛媛県愛南町	事業者	・散骨場の設置への規制
鹿児島県伊佐市	事業者	・散骨の原則禁止
熊本県南阿蘇村	事業者	・散骨の原則禁止

令和六年十一月一日現在

6. 心情的問題

近年、火葬された遺骨を桶のようなものの中に入れて山林に置かれている、というニュースが報じられた。自然葬だという遺骨は、上から土をかぶせておらず、住職は、いわば散骨と同様の状況であり、「墓地にはあたらぬ」（墓埋法の規制を受けない）と強調し、墓地申請を行っていないという。しかし、遺骨が見えるような状態で置かれていることに不快感を覚える近隣住民も少なくないだろう。

仮に行政法規や刑罰法規に違反しないとしても、近隣住民などの心情に配慮せず、身勝手な散骨を行ってはいけません。トラブルや民事訴訟の可能性が有る。

陸上での散骨より海洋散骨が多くなっている理由には、こうしたトラブルを避けている側面も考えられる。

特に厚労省のガイドラインにおいて、(1) 法令等の遵守、以外にも、(2) 散骨を行う場所、(3) 焼骨の形状、(4) 関係者への配慮、(5) 自然環境

への配慮、(6) 利用者との契約等、(7) 安全の確保などが求められているのも、そうしたトラブルを防ぐためであり、散骨に携わる者には、遺族のみならず影響を受ける関係者への配慮が求められる。

7. 環境的問題

焼骨を散骨するにあたって、特に環境的に配慮すべき点として、次の二点がある。

◎ 焼骨に含まれる「六価クロム」

焼骨には「六価クロム」が含まれるとされる。六価クロムとは、酸化数六のクロム化合物の総称である。発ガン性物質で、土壤汚染対策法で定められた特定有害物質。遺灰には数倍から数百倍の環境基準を超える六価クロムが残留していることが確認されている。多くの火葬場において、排出ガス（飛灰）や、残存灰などからも、六価クロムが検出されている。

クロム成分は人体の必須ミネラルとして人体にも含まれるが、火葬に関わる素材が要因の一つとされ、火葬炉の耐熱ステンレスや、耐火レンガ、炉内の架台にステンレス鋼が使用されている場合、使用されているクロム成分が高温の熱から冷める際に酸化して遺骨に吸着するとされる。

そのため焼骨に含まれる六価クロムは、還元剤を用いて三価クロムに還元処理（無害化）を行う必要がある。

還元剤さえあれば比較的容易な作業であり、例えば（一社）日本海洋散骨協会に加盟している事業者は還元処理する方針となっている。

しかし、前述の「ガイドライン」には六価クロムの還元処理については明記されておらず、散骨に携わる事業者も、還元処理を厳格に実施している事業者もいれば、「必ずしも焼骨に六価クロムが含まれるわけではない」と主張し、必要性や遺族の希望がなければ還元処理を実施しない旨を述べている事業者も散見される。還元処理を実施するか否

かは、現状として事業者の良心に委ねられている。

なお、この点については、そもそも墓地に納骨する場合においても六価クロムへの注意が必要であること、また焼骨に六価クロムが付着しないよう、火葬炉そのものの対策も求められることを付記したい。

◎焼骨の自然分解

火葬においては、八〇〇度から一二〇〇度の高温で遺体が焼却されるため、骨の主成分であるリン酸カルシウムが変成、表面がセラミック化し、その結果自然分解されづらくなる、という指摘がある。

陸上であれば、リン酸カルシウムは酸に弱いため、日本の酸性土壌や酸性雨で特に分解されやすくなるという指摘や、骨壺ではなく樹木葬に納骨した遺骨が、わずか一年ほどで半分以下の量になっていたとする報告もある。粉骨した遺骨を散骨した場合、そもそも細かな粒子になっているため、分解されたかどうかは別としても土と判別がつかなくなるため、自然に還ったかどうかは、結局は個人の判断になるという見解もある。

海洋散骨をした場合も、酸性の土壌とは触れないが、遺骨が堆積するようなことはなく、遺骨は自然に還ることができるという見解もある。

いずれにしても、現状、「遺骨が何年で自然に還るのか」ということについては実証データも研究もない。細かい粒子状に粉骨した場合、そもそもどの時点をもって「自然に還った」と判断できるのかも曖昧なのである。あくまで一般的に、遺骨がどのように自然分解されるのか、今後の研究・調査を待ちたいところである。

散骨は従来^九の墓などに比べ、環境負荷が少ない葬法であるとされる。とはいえ、このように考慮すべき点はあるため、六価クロムの還元処理や粉骨は厳密に行われるべきであろう。

8. 寺院・僧侶の関わり

海洋散骨に寺院・僧侶、とりわけ日蓮門下の寺院・僧侶が関わるべき余地があるのだろうか。

◎遺骨供養について（御遺文）

まず、遺骨供養がどのようになされるべきか。直接的に散骨に触れている御遺文は見当たらないが、次のような御遺文がある。

「法華を悟れる智者、死骨を供養せば即法身、是れを身という。さりぬる魂を取り返して死骨に入れて彼の魂を変じて佛意と成す。成佛是れなり。」

『木絵二像開眼之事』

檀越である四條金吾に送られた書面とされるが、死者供養に法華經を用いれば「即身成仏」と説かれる。

「離別忍び難きの間、舍利を頸に懸け、足に任せて大道に出で、下州より甲州に至る。」

「教主釈尊の御宝前に母の骨を安置し、五体を地に投げ合掌して両眼を開き尊容を拝し、歓喜身に余り心の苦しみ忽ち息む。」

『忘持經事』

富木常忍が母の遺骨を首にかけ日蓮聖人を訪ね、御宝前に遺骨を安置し、日蓮聖人のもと追善の供養を行ったとの記述がなされている。当時の遺骨が丁重に扱われていた様子がうかがえる。

日蓮聖人の御遺文において、散骨はもちろん、遺骨供養について示されたものも少ない。

遺骨供養に法華經を用いれば「即身成仏」としつつ、一方で、富木常忍の様子から、あくまで遺骨が「丁重に扱われてきた」ことがうかがえる。宗旨上、散骨がどのような位置付けになるのかは議論を待ちたいところではある

が、後世に続く私たちも、散骨を含めたいかなる葬法を選び取るにしても、遺骨供養に適うよう丁寧に扱うことが望ましいのである。

◎墓制度との相克

日本の寺院は、信仰的にも散骨が「遺骨を捨てる」というイメージが強いことや、経済的にも墓地納骨が前提となつて成り立っている寺院が多いため、いわば「墓からの脱却」につながる散骨への拒否反応は少なくないのが実情である。

先行研究においても、散骨は、少なくとも数世代にわたつて行われ続けてきた「先祖の思い」すらも含めて断ち切つてしまうこと、墓を引き継ぐということは己の根を確認することであり、散骨により墓標がなくなると、そうした墓参りの慣習や、抛り所をなくしてしまう行為であるとの批判がなされている。^{二三}日本で多くとられてきた従来の墓制度とはそぐわない散骨に否定的な声も多い。

◎海洋散骨に関わらない「寺院・僧侶」への批判

他方で、海洋散骨の関連書籍等では、従来の墓制度などの負担が大きく、やむを得ず散骨を選ぶような人にも歩み寄りがない寺院僧侶への風当たりは強く、随所に批判的な文言が目立つ。^{二三}

「お寺の大きな収入源である墓地や檀家制度を否定することになる」

「葬儀に呼んだ僧侶を散骨式に呼ばないのは、遺族との信頼関係ができていないからではないか」

「大切な人を亡くした悲しみの中にあつて…（中略）…遺族に寄り添う気持ちがあるのなら、散骨であっても、僧侶にできることはたくさんあるはずだ」

キリスト教の牧師や、創価学会の方が海洋散骨に同行する例はあるが、墓地が収入源となっていることが多いから、呼ばれた場合でも散骨に立ち会う僧侶はめったにいないことが批判されている。同様の批判は他でも見られる。仮に散骨がその寺院僧侶の提示する方針と相容れなかったとして、それでも遺族が事情により散骨を選び取った場合、もう寺院僧侶には何もできることはないのだろうか。単に墓や納骨を勧める意外にも、何かしら遺族に寄り添った提案はできないのだろうか。

◎ 本山納骨の視点

参考として、視点を変えて、古来より「本山納骨」の文化があるが、お墓を作ることができない人の選択肢として、散骨と組み合わせる行い提案が時折なされていることに触れておきたい。

現状、日蓮宗身延山久遠寺・天台宗比叡山延暦寺・真言宗金剛峯寺・浄土宗知恩院・浄土真宗本願寺派大谷本願寺・浄土真宗大谷派大谷祖廟・曹洞宗永平寺・和宗四天王寺などと、多くの宗派において本山納骨を受け入れている。分骨が主であるが、全骨を受け入れる本山もあり、浄土真宗では墓をつくらず本山納骨を行う方法も盛んであった。

当然ながら、その宗派によって供養されるため、檀家であるかどうかはともかく事実上信徒に加わるということではあるが、多くの本山が宗派を問わず本山納骨を受け入れている。

それぞれの宗旨にもよるものの、必ずしも自分の家で墓を持たず、本山などに納骨する文化も古くより存在している。

分骨であれば、布施の金額（目安）が安価であることも特筆として挙げられており、自分で墓を持つことが難しい場合の救済措置として、こうした本山納骨を行う選択肢があり、実際に散骨をした人の中にも本山納骨を行っている人の実例もある。^{一四}

◎全取骨が必ずしもできていない実情

また、現実的には、西日本などを中心に、地域によってはそもそも全取骨（全ての遺骨を骨壺に収めること）ではないことや、火葬の残存灰が自治体により処分されている実情もあることから、そもそも地域によっては遺骨・遺灰が必要量以外は手元から離れている実情がある。

遺骨供養の意義を満たすために「身近に遺骨をとどめておく」必要があるとしても、既に遺骨の全てをとどめることは難しい状況に置かれている。

そうすると、「全ての遺骨を納骨するか、または散骨により手放す」を前提とせず、供養に必要と思う分、あるいは墓や納骨堂などに無理のない量の遺骨のみ一部納骨し、残りは散骨を行う、といったような方法でも、遺骨供養の意義は満たせると考えるべきではないだろうか。

9. 実地調査

散骨において留意・検討すべき点はあるが、「節度をもっておこなわれる限り問題はない」という見解に象徴されるように、行政は海洋散骨がトラブルなく行われるよう解釈（ガイドライン）や規制（条例）の整備を進めている。執筆者は、散骨についてさらに実情の部分に触れるべきであると考え、海洋散骨に携わる有限会社縁のご協力のもと、複数回調査を行った。

令和五年十月三十日 粉骨・海洋散骨の実情について有限会社縁より聞き取り

令和六年五月二日 有限会社縁協力のもと、委託海洋葬、粉骨の現場に立会い

令和七年一月二十五日 有限会社縁協力のもと、海洋散骨後のメモリアルクルーズに立会

縁は、（一社）日本海洋散骨協会に加盟しており、主立った「海洋葬（海洋散骨）」の形式として、

○チャーター海洋葬（一隻の船を貸し切り）

○合同海洋葬（複数の遺族と合同、または委託海洋葬の際に同乗）

○委託海洋葬（事業者が代行する）

を行っている。二回目の調査時は、福岡県にて粉骨作業の見学及び委託海洋葬に同乗し、三回目の調査時は、鹿児島県にて合同海洋葬に同乗した。

◎海洋散骨の流れ（遺骨の処置）

今回の調査で立ち会った海洋散骨までの一連の流れを述べたい。なお、この海洋散骨の流れは、（一社）日本海洋散骨協会に加盟する有限会社社縁の海洋散骨の流れであり、海洋散骨に携わる全ての業者が、必ずしも同じ流れで散骨を行っているわけではない。

①骨壺より遺骨を取り出す

骨壺より遺骨を取り出し、六価クロムを無害化するための還元処理を行う。



②遺骨の乾燥

粉骨を行うために、遺骨を乾燥機により乾燥させる。



③ 不純物の除去

焼骨には、棺桶に係る金属（釘、ネジ、ホッチキスの針等）や口腔内治療物（歯の詰め物、義歯、セラミック、インプラント等）、他にも体内に埋め込む器具、そして、副葬品の硬貨、ネックレス、数珠、衣類の金具やボタン、ジッパーなど、様々な金属が含まれている。火葬場の処置だけでは除去しきれない金属を、粉骨のため磁石や手作業で取り除く。

④ 遺骨を手作業で砕く

乳棒等を用いて遺骨をミル（粉砕機）に入れるサイズにまで大まかに砕く。



⑤ 遺骨をミルで粉骨

ミルに入るサイズになったら、遺骨をミルに入れて、粉砕し、粉骨を行う。パウダー状になった遺骨は、（海洋散骨の場合）散骨に備えて、水溶性の袋に入れる。



⑥ 沖に出航する

船をチャーターし、遺族も同乗（委託散骨の場合は事業者のみで）して、沖へ出航する。



⑦ 清めの塩・献酒・献水・献花

陸地から一定の距離離れた場所で、船上から塩・酒・献水・献花を行う。献花は自然分解しやすい花びらのみ撒いてい



⑧ 散骨

水溶性の袋に入った遺骨を少しずつ海に散骨し、最終的には水溶性の袋ごと海に散骨をする。

以上のような流れとなる。

実際に海洋散骨に立会い、これまで執筆者自身も持っていたような、ただ「遺骨を捨てる」というようなイメージよりも、弔いとしてのセレモニー（儀式）が重んじられていると感じた。

また、散骨場所の近隣住民にも不快感を与えないよう、陸地から一定の距離を開ける、六価クロムの還元処理をするなど、様々な配慮をされていた。



◎寺院納骨と散骨を併せて行う提案

また、縁では、遺骨全てを散骨するのではなく、残りの一部を提携寺院に納骨するteramiプランも提案しており、丁重に遺骨供養を行う選択肢を提示している。

主に納骨堂などでの受け入れとなり、ある程度散骨を行った残りの遺骨であるため、少量の遺骨ではあるが、その分、寺院側が受け入れる納骨スペースの負担も少なく、遺族側の経済的負担も少なく、その上で、手を合わせて故人に祈る場所も残される提案である。

すべて散骨してしまうと取り返しがつかない状況を回避するために生まれたプランであり、申込みも増えている。加えて、縁では、海洋散骨後に行うメモリアルクルーズ、いわば追悼の場も用意している。仮に全ての遺骨を散骨しても、墓参りのように訪れる場所を用意することにより、全ての遺骨を散骨してしまえば後悔の残る遺族のケアや、また散骨をしてもう終わりとならないよう配慮されている。

こうしたプランもあり、縁でも、海洋散骨への寺院僧侶の参画を望まれている。

10. まとめ

以上のように、散骨、とりわけ近年増加傾向にある海洋散骨について、その実情や問題点などの整理をおこなった。特に近年になり主立って実施されるようになったため、様々な問題を検討する余地はあるが、行政解釈も進み、法的にはもはや「グレーゾーン」な葬法とは言えない状況になっていることは触れた通りである。今後も葬法として散骨を選択する人は増加していくことが見込まれる。

そのような中、寺院僧侶が、従来の墓制度や、墓参りなどの「手を合わせてお参りすること」と相克しかねない、こうした散骨の動きに否定的であることにも理解を示したい。しかしながら、やむを得ず散骨を選び取るような人に

まで従来の墓制度の建前を突きついたり、散骨が実施されるのを単に拒絶・放任するのではなく、一定の理解を持ち、むしろそこに仏教としての儀礼を加える、または提示をして、寺院がその助けとなつていく姿勢も、時代に要請されていると自戒するべきではないだろうか。

【参考文献】

- 現代宗教研究所編『平成二十一年度第二十回法華経・日蓮聖人・日蓮教団論研究セミナー「葬式仏教」を考える』日蓮宗新聞社 二〇一一年
- 川崎市市民ミュージアム編『墓から探る社会』雄山閣 二〇〇九年
- 岡田文弘「日蓮聖人の即身成仏義…『木絵二像開眼之事』を中心に」『現代宗教研究第五十三号』日蓮宗宗務院 二〇一九年
- 碑文谷創『葬儀概論 四訂』葬祭ディレクター技能審査協会 二〇一八年
- 喜多村悦史「散骨に関するガイドラインについて…「墓地埋葬をめぐる現状と課題の調査研究」より」
<https://www.jesc.or.jp/Portals/0/center/library/seikatsu%20to%20kankyo/202105kitamura.pdf>
- 長澤宏昌「散骨は、すばきでないー埋葬の歴史からー」講談社ビジネスパートナーズ 二〇二二年
- 長澤宏昌『今、先祖観を問う 埋葬の歴史と現代社会』株式会社石文社 二〇一六年
- ひろさちや『お墓、葬式、戒名は本当に必要か』青春出版社 二〇一五年
- 村田ますみ編『海へ還る海洋散骨の手引き』啓文社書房 二〇一八年
- 村田ますみ編『お墓に入りたくない！ 散骨という選択』朝日新聞出版 二〇一三年
- 平田厚他『くらしの相談室 お墓のQ&A「新版」』株式会社有斐閣 二〇〇〇年
- 徳留佳之『お墓に入りたくない人入れない人のために 散骨・樹木葬・手元供養ほか「お墓」以外の全ガイド』はまの出版 二〇〇六年

主婦の友社編『無縁社会』もこれで安心お葬式もお墓もなしで人生を満足に締めくくる方法』株式会社主婦の友社 二〇一〇年

瀧野隆浩『これからの「葬儀」の話をしよう』毎日新聞出版 二〇一八年

島田裕巳『墓は、造らない新しい「臨終の作法」』大和書房 二〇一一年

島田裕巳『自然葬のスズメあなたにもできる海洋散骨、0葬、宇宙葬、樹木葬』徳間書店 二〇一五年

興山社『寺門興隆』二〇一〇年六月号

興山社『月刊住職』二〇二一年六月号

葬送の自由をすすめる会ホームページ <https://www.shizensou.net/>

(一社) 日本海洋散骨協会ホームページ <https://kaiyousou.or.jp/>

やさしい海洋散骨「散骨ニーズに関する調査」

<https://primes.jp/main/html/rd/p/000000148,0000053069.html>

一、ここでは、散骨のうち、海に粉にした遺骨を撒く葬法を一概に「海洋散骨」とする。

二、天平宝字元(七五七)年制定の律令。大宝律令に続く律令とされる。

三、大宝元(七〇一)年に制定された律令。

四、「減少した」の旨についても、増加しているが新型コロナウイルスの流行により二〇二〇年は減少、昔の方が取り扱いは業者が少なかつたため問い合わせが多かつた、との回答があったと付記されている。

五、全会員のなかから五〇〇名を対象に行われた。回答者のうち五人に一人の割合で散骨を経験している(二一パーセント弱、六十五名)。

六、<https://kaiyousou.or.jp/img/report.pdf>

七、各回答の割合は、同調査の回答数を基に執筆者が計算している。

- 八、同法第一条に、「この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。」とあるため、散骨においても「生活環境の保全及び公衆衛生の向上」に配慮するべきであろう。
- 九、墓地などにおいて骨壺に溜まった水が流れ出るなどしても、六価クロムは流れ出る可能性がある。
- 一〇、興山社『寺門興隆』二〇一〇年六月号所収の「火葬に付されたお骨はいつ土に還ることができるのでしょうか」に詳しい。
- 一一、島田裕巳『墓は、造らない 新しい「臨終の作法」』大和書房 二〇一一年 一六一～一六三頁
- 一二、長澤宏昌『散骨は、すべきでない―埋葬の歴史から―』講談社ビジネスパートナーズ 二〇一二年に詳しい。
- 一三、村田ますみ編『お墓に入りたくない！散骨という選択』朝日新聞出版 二〇一三年に述べられている。
- 一四、徳留佳之『お墓に入りたくない人 入れない人のために 散骨・樹木葬・手元供養ほか「お墓」以外の全ガイド』はまの出版 二〇〇六年